

令和 6 年 6 月 6 日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2020～2023

課題番号：20K00044

研究課題名(和文) ロールズ「財産所有の民主制」に関するフェミニスト的研究

研究課題名(英文) A feminist study of Rawls's idea of property-owning democracy

研究代表者

神島 裕子 (Kamishima, Yuko)

立命館大学・総合心理学部・教授

研究者番号：60449329

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、ロールズの「財産所有の民主制」構想がもつ意義と限界をフェミニスト的視点から明らかにすることであった。財産所有の民主制は、経済学者ミードの同様の構想と同じく、社会の成員の間での財産の広範な分散を要求するが、ロールズはさらに個々人の居住の権利も視野に入れていた。このことは、ロールズの構想が、非正規雇用のため容易に仕事を失いやすい女性を含むマイノリティの健康で文化的な生活保障に資するものであることを示している。ただしロールズには家父長制的な家族観があったため、家庭に入らない女性もいる現代社会に合わせてその構想を刷新する必要があることが明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

現代政治哲学のリベラリズムは、すべての人の「平等な自由」の実現を目指しながらも、男性中心主義を払拭できていない。リベラリズムを代表するジョン・ロールズに対しても同様の批判がある。彼の「財産所有の民主制」構想も、そのままでは、ジェンダー平等の理念としては不十分である。ロールズが提案するように婚姻した男女の所得を夫婦間で平等に分けるだけでは、夫と妻のケイバビリティは平等にならないからである。本研究の成果には、社会のダイバーシティ化に向けてリベラリズムを刷新するという学術的意義があり、婚姻の有無にかかわらず諸個人が「平等な自由」を実質的に享受できる社会づくりの指針を示すという社会的意義がある。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this research was to clarify the significance and limitations of John Rawls's conception of "property-owning democracy" from a feminist perspective. Although Rawls's conception demands a wide dispersion of property among members of society as James Meade's does, it also introduces an idea of individual right to dwellings and private grounds, suggesting that it can ideally support well-beings of minorities including women who are susceptible to joblessness in the gendered labor market. However, since Rawls's conception allows patriarchal views of family, it becomes clear that we need to update his conception to attend to our society where women have choices over their lives just as men do.

研究分野：政治哲学

キーワード：ロールズ 財産所有の民主制 フリッカー

1. 研究開始当初の背景

現代政治哲学のリベラリズムは、すべての人の「平等な自由」の実現を目指しながらも、男性中心主義を払拭できていない。リベラリズムを代表するジョン・ロールズに対しても、同様の批判がある。そのため、彼の「財産所有の民主制」構想は、そのままでは、ジェンダー平等の実現は困難である。なぜなら、ロールズが提案するように婚姻した男女の所得を夫婦間で平等に分けるだけでは、夫と妻のケイパビリティは平等にならないからである。婚姻の有無にかかわらず諸個人が「平等な自由」を実質的に享受できる社会は、どのような正義の構想を必要とするだろうか。

ロールズの正義論は、主著『正義論』(1971年)の刊行以降、英語圏のみならずヨーロッパ諸国や日本における正義論の方向性を定めてきた。その正義原理は、社会の全メンバーに対して基本的諸自由を平等に保障し、公正な機会均等を保障し、社会的最低限の生活を保障することを、リベラルな国家に対して要求するものである。特に「格差原理」と呼ばれるは、政府による徴税と再分配を要請するものであることから、ロールズ正義論が「福祉国家の哲学的基礎」と呼ばれる所以となっている。

しかしロールズは、実際には「福祉国家」に敵対的であった。そして、20世紀中葉イギリスでの私有財産の所有における途方もない不平等を憂慮し財産所有の平等化と社会化の必要性を説いた経済学者ジェームズ・ミードの著作(*Efficiency, Equality and the Ownership of Property*, 1964)から「財産所有の民主制」(property-owning democracy)というアイデアを借用し、それを膨らませ、自らの正義論の一部として提案している。「財産所有の民主制」は事後の分配よりも事前の分配を重要視する社会システムである。『正義論』では、前述の正義原理を充たした社会システム、つまり「資本と天然資源の私的所有を許容する適正に組織された民主制国家」では「所有(財産)の広範な分散が促される」ことになるとして、注でミードに言及する程度であったが、2001年に刊行された『公正としての正義 再説』では「財産所有の民主制」を大きく取り上げている。そして、正義原理を充たすことができるのは「財産所有の民主制」と「リベラルで民主的な社会主義」であるとしつつも、どちらであるかは各社会の歴史的条件や伝統、諸制度および社会的勢力の分布によって決まるとしていた。さらに、資本主義社会は「財産所有の民主制」になじみがあるであろうことも示唆されていた。

このようにロールズは、『正義論』以降一貫して「財産所有の民主制」を理想としている。そしてそれは、ロールズの男性中心主義に対する批判がなされるようになった後もそうであった。たとえばスーザン・オーキンは、『正義・ジェンダー・平等』(1989年)で、ロールズがジェンダー不平等を再生産する従来型の家族のあり方を等閑視していることを指摘したが、ロールズはそれへの返答においても、婚姻した男女の所得を平等に分けることが「財産所有の民主制」のもとでのジェンダー平等につながると主張している。

だが、本当にそうだと言えるだろうか。ナンシー・フレイザーによれば、資本主義の最新段階とされる「金融資本主義」のもとでは、再生産領域(社会領域)と生産領域(経済領域)の分断化および前者の后者への従属化とが一段と進み、再生産領域でケアワークに従事している女性の貧困化が世界的に悪化している。はたしてロールズが構想する種類の「財産所有の民主制」で、このような分断化と従属化を食い止めることができるのだろうか。これが研究開始当初の背景であった。

2. 研究の目的

本研究の目的は、ロールズの「財産所有の民主制」構想がもつ意義と限界をフェミニスト的視点から明らかにすることである。ロールズは「財産所有の民主制」ではない社会について次のように述べている。「後ろ盾となる正義が欠けており、所得や富における不平等があると、その構成員の多くが慢性的に福祉に依存するような、挫折し意気消沈した下層階級が育つかもしい。この下層階級は、放ったらかしにされていると感じ、公共的政治文化に参加しない」。公共的政治文化への主体的な参加が多く女性の多くにとって難しい状況にある日本において、一人ひとりへの事前の分配を重要視する「財産所有の民主制」には、希望があると言える。このフェミニスト的なアプローチが、本研究の学術的独自性である。

本研究の学術的創造性は、「財産所有の民主制」の思想と実践を、経済社会システムに主眼を置いて考察することにある。ロールズによれば、社会的最低限の生活保障に関わる格差原理は、何世代にもわたる継続的な経済成長を要求するものではない。J.S.ミルがかつて提案した、資本蓄積を伴わない正義にかなった定常状態の社会というアイデアは排除されないのである。再生産領域(社会領域)と生産領域(経済領域)の分断化および前者の后者への従属化、すなわちケアの危機に加えて、環境問題も喫緊の課題である今日、資本主義社会のもとでの「財産所有の民主制」というロールズの提案には、どのような実践性がありうるのだろうか。本研究では、ロールズの「財産所有の民主制」が指し示す経済社会システムについても批判的に考察する。

このように本研究の目的は、ロールズの「財産所有の民主制」をフェミニスト的視点で考察・展開し、すべての人の「平等な自由」の実現を目指す思想と実践を提案することであった。

3. 研究の方法

初年度は、ロールズの「財産所有の民主制」構想を精査するために、まずは前述のミードの *Efficiency, Equality and the Ownership of Property* を精読し、次いでミードの他の著作『理性的急進主義者の経済政策 - 混合経済への提言 -』（渡部経彦訳、岩波書店、1977年）や『公正な経済』（柴田裕・植松忠博訳、ダイヤモンド社、1980年）を原著とあわせて精読した。また、ロールズ自身が主張している「財産所有の民主制」と「リベラルで民主的な社会主義」を比較しその異同を明らかにするために、Martin O'Neill and Thad Williamson (eds.), *Property-Owning Democracy: Rawls and Beyond* (Wiley Blackwell, 2012) や Alan Thomas, *Republic of Equals: Predistribution and Property-Owning Democracy* (Oxford University Press, 2017) などの「財産所有の民主制」に関する研究書を精読し参考にした。さらに、「財産所有の民主制」がいかにしてミルの定常状態社会を排除しないのかを確かめるために、ミルの『経済学原理』（*Principles of Political Economy*, 1848）を原著とあわせて精読した。

次年度以降は、初年度に得た知見に照らして、フェミニスト的視点から「財産所有の民主制」を批判的に検討する。導きの糸として、ミランダ・フリッカーの認識的不正義論を導入した。フリッカーは2007年の著作 *Epistemic Injustice: Power and the Ethics of Knowing* (Oxford: Oxford University Press) で証言的不正義と解釈的不正義の存在を明らかにしたが、2015年の論文“Epistemic Contribution as a Central Human Capability” (George Hull (ed.), *The Equal Society: Essays on Equality in Theory and Practice*, Lexington Books に収録) では共有の知識や理解、そして熟議のための認識材料のプールに個人が貢献することができること、つまり「認識的貢献をするためのケイパビリティ」があることの重要性を説いている。つまり「常識」の醸成に参画するための平等なケイパビリティがあることが、他者による支配がないこと条件として指摘されている。そうであれば、女性に対する認識的不正義がなくなる限り、「財産所有の民主制」においても、個人としての女性が平等な事前の分配の対象に含まれる可能性は乏しいだろう。このようなフェミニスト的視点を加えて「財産所有の民主制」を考察・展開することを、次年度以降の課題とした。具体的には、フリッカーの著述や関連文献を精読し、また、ロールズの「財産所有の民主制」に関する資料収集のため、ハーバード大学のアーカイブを訪問した。

4. 研究成果

2020年度には当初の予定通り、ロールズの「財産所有の民主制」構想の元となっているジェームズ・ミードの著作や、「財産所有の民主制」に関する研究書を精読することができた。本研究の開始時から始まったコロナウィルス・パンデミックのため、ハーバード大学のロールズ・アーカイブへ資料収集に赴くことはできなかった。

2021年度にはフリッカーの著作 *Epistemic Injustice: Power and the Ethics of Knowing* を精読した。また、ロールズの「財産所有の民主制」に関連する文献も精読した。昨年度に引き続きコロナ禍のため、なおハーバード大学のロールズ・アーカイブへ資料収集に赴くことはできなかったが、最終年度における成果発表へ向けた準備を進めることができた。

2022年度にはコロナが収束に向かい海外渡航が容易になったため、7月上旬にはルーマニアで開催された IVR (国際法哲学・社会哲学学会) の第30回大会で、本研究の途中経過となる“Democratic Justice and Obligations”というペーパーを口頭発表した。また、8月下旬から9月上旬まで、ハーバード大学図書館のロールズ・アーカイブに赴き、7箱分の資料を収集した。また、9月下旬にはベルギーで開催された Human Development & Capability Association (人間開発とケイパビリティ学会) の年大会で“Is property-owning democracy good for the capability equality?”というペーパーを口頭発表することができた。また、9月末にはオンラインで開催された日本倫理学会の第73回大会ワークショップにて、「認識的不正義を拓くージェンダー平等へ向けてー」というテーマで報告した。また、本研究の途中経過として、日本語の論文「ジェンダー正義への責任 ロールズ「財産所有のデモクラシー」の可能性」を準備することができた。

本研究の最終年度である2023年度には、研究の成果として、論文「正義論 平等な自由は誰のものか」を共著(神崎宣次・佐藤静・寺本剛編『倫理学』昭和堂、2023年)の一章の一部として公刊することができた。また、論文「ジェンダー正義への責任 ロールズ「財産所有のデモクラシー」の可能性」を共著(國部克彦・後藤玲子編著『責任という倫理 不安の時代に問う』ミネルヴァ書房、2023年)の一章として公刊することができた。また、当該共著の出版記念シンポジウム(2023年12月2日、於 東京大学)において、当該論文の内容を「ジェンダー正義への責任」というタイトルで口頭発表し、フロアの参加者との質疑応答に取り組むことができた。また、2023年11月にはハーバード大学図書館が保有するロールズ・アーカイブの資料収集に再び赴き、ロールズが財産所有のデモクラシーに関して残した資料を集めることができた。研究期

間全体を通じて実施した研究の成果として、2024年7月に韓国で開催される第31回IVR(法哲学・社会哲学世界大会)の基調講演"Gender Equality and Rawls's Political Liberalism: Our common aspirations"を予定しており、また、2025年中の単著の刊行へ向けた準備を進めている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計5件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 Yuko Kamishima
2. 発表標題 Democratic Justice and Obligations
3. 学会等名 30th IVR World Congress
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Yuko Kamishima
2. 発表標題 Is property-owning democracy good for the capability equality?
3. 学会等名 Human Development & Capability Association
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 神島裕子
2. 発表標題 認識的不正義 を拓くージェンダー平等へ向けてー
3. 学会等名 日本倫理学会第73回大会ワークショップ
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 神島裕子
2. 発表標題 正義論とジェンダー 規範の語り手は誰か
3. 学会等名 人文社会科学系学協会男女共同参画推進連絡会（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 神島裕子
2. 発表標題 ジェンダー正義への責任
3. 学会等名 『責任という倫理 不安の時代に問う』出版記念シンポジウム
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 伊藤邦武ほか	4. 発行年 2020年
2. 出版社 ちくま書房	5. 総ページ数 396
3. 書名 世界哲学史 別巻---未来をひらく	

1. 著者名 國部克彦・後藤玲子編著	4. 発行年 2023年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 234
3. 書名 『責任という倫理 不安の時代に問う』	

1. 著者名 神崎宣次・佐藤静・寺本剛編	4. 発行年 2023年
2. 出版社 昭和堂	5. 総ページ数 238
3. 書名 『倫理学』	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------